

第 3 章

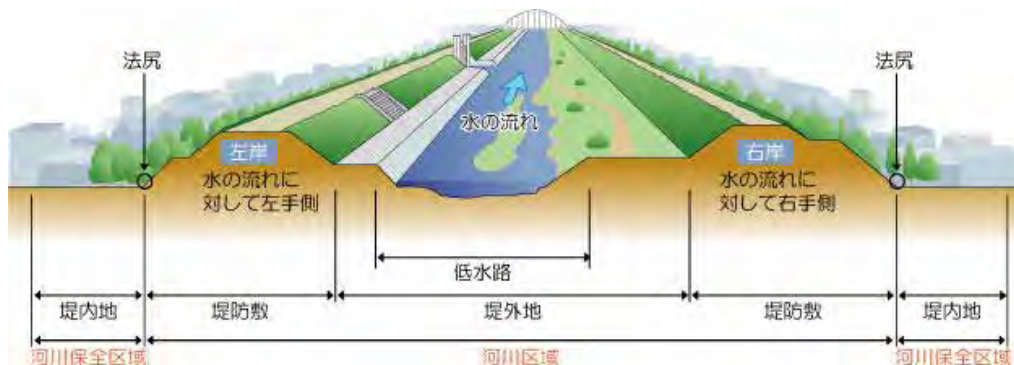
「かわまちづくり」の法制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

3-2 知っておきたい「まち」側の制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

河川の区域



http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/014/html/014_main.html

河川の使用

基本的に河川は公共用物であり自由に利用可能です。しかし、排他的・継続的に使用するなど、自由使用の範囲を超える場合(占有)は、河川管理者の許可を受けなければなりません。河川法では、土地の占有に関して、右の通り定めています。

■ 土地の占有の許可

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

公物の使用関係

一般使用(自由使用)

公物が一般公衆の自由な使用に供される
何人も許可その他の行為を持たずに自由に使用

特別使用

許可使用

一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、
特定の物についてその禁止を解除してこれを行うことを許可
● 河川法第26条: 工作物の新築等の許可

特許使用

特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用する権利を設定
● 河川法第23条: 流水の占有の許可

第24条: 土地の占有の許可

一時占用

河川敷地占用許可準則では、河川敷地の一時占用について右の記述があります。なお、一時占用の許可手続きや考え方については全国的に統一されているものではなく、各河川管理者の自由裁量で行われています。地域の特性や慣習等によるところが大きいと考えられるため、最寄りの河川管理者に問い合わせてください。

■一時占用の許可

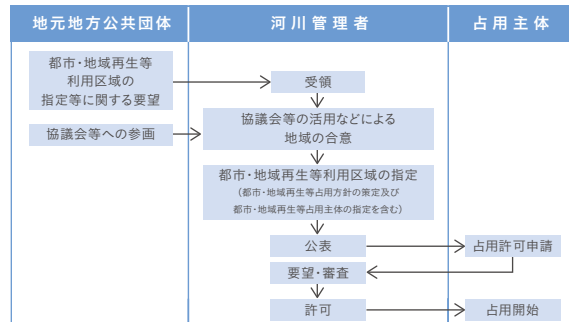
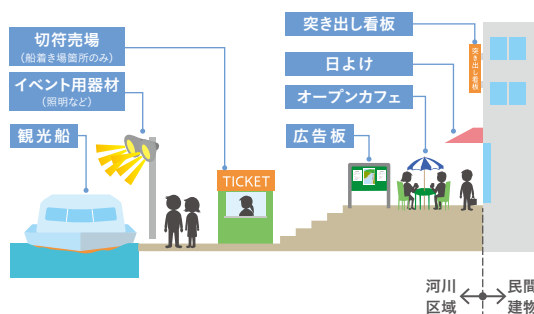
第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定）

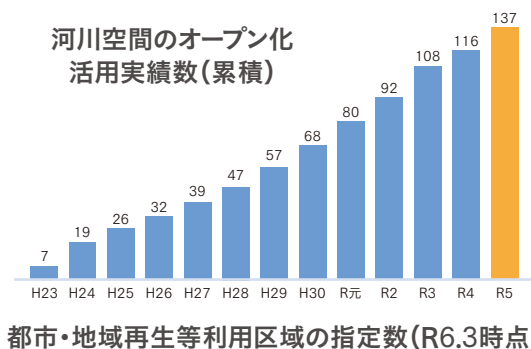
河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者ですが、「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい!」という要望の高まりを受け、平成23年度（2011年度）に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も、河川敷地の利用が可能となりました。これ

を「河川空間のオープン化」といいます。

平成28年度（2016年度）には、民間事業者等の方が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等への占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長しました。（「令和元年8月 河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省水管理国土保全局）」より）



制度のイメージ(左)と手続き(右)



リバサイト

「RIVASITE(リバサイト)」とは、河川空間利用の規制緩和によって、敷地内で事業に取り組む民間事業者の参入を促進し、地域の活性と河川管理の効率化を目指す制度です。（1章p.36参照）

「RIVASITE」を用いることで、より柔軟で多様な取組が可能になりました。

■ 規制緩和のポイント

1. 占用期間

これまで最大10年だった占用期間が、占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証されるようになった。

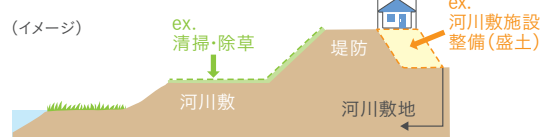
2. 占用形式

これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用が、民間事業者も認められるようになった。

3. 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能に。

■ 規制緩和の適用条件



※河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。

■ 河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所でも活用可能な場所もあります。

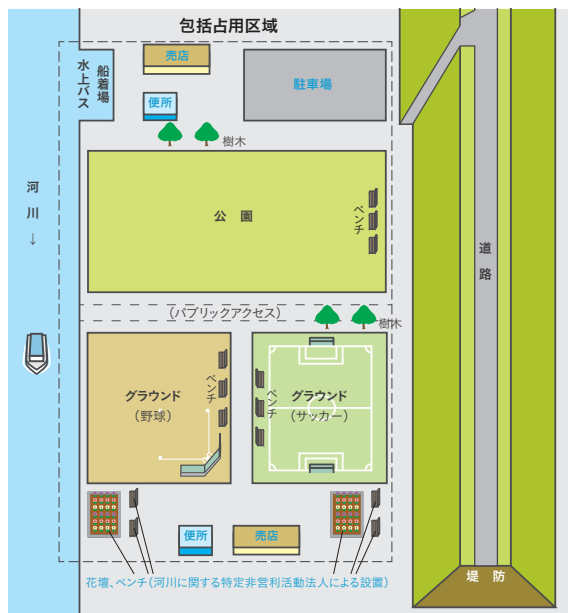


国土交通省

包括占用の特例

「包括占用」は、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的な利用方法を決定することができる制度です。一般的な占用と異なり、具体的に占用目的を特定する必要はありません。

そのため、市町村等が具体的な利用方法を自ら決定できるのが特徴です。包括占用の目的に適合する駐車場、売店、トイレ等について、適正な箇所に配置することができます。包括占用の占用主体は「地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者」です。



包括占用のイメージ



包括占用区域でのイベント(多摩川水系多摩川:タマリバ、東京都狛江市)

出典:ミズベリングプロジェクト(<https://mizbering.jp/>)

「包括占用区域」と「都市・地域再生等利用区域」における占用許可制度の違い

■ 占用施設の違い

- 「包括占用区域」では、第7第1項に規定する公園、スポーツ施設、親水施設などのほか、包括占用の目的に適合する駐車場、売店を適正な箇所に設置できます。
- 「都市・地域再生等利用区域」では、第22第3項に規定する広場やイベント施設をはじめとして売店、オープンカフェ、広告板、船上食事施設、川床などの設置が可能です。

区域	準則	施設
包括占用区域	7第1項	公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、遊歩道、階段、便所、花壇等の親水施設、河川教育・学習施設、自然観察施設 等
	20第6項	包括占用の目的に適合する駐車場、売店
都市・地域再生等利用区域	22第3項	広場、イベント施設、遊歩道 船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。） 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

■ 占用主体の違い

- 「包括占用区域」では、占用主体を地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものとしています。（第16第1項）
- 「都市・地域再生等利用区域」では、占用主体を国、地方公共団体、公益法人等のほか、営業活動を行う事業者としています。（第22第4項）

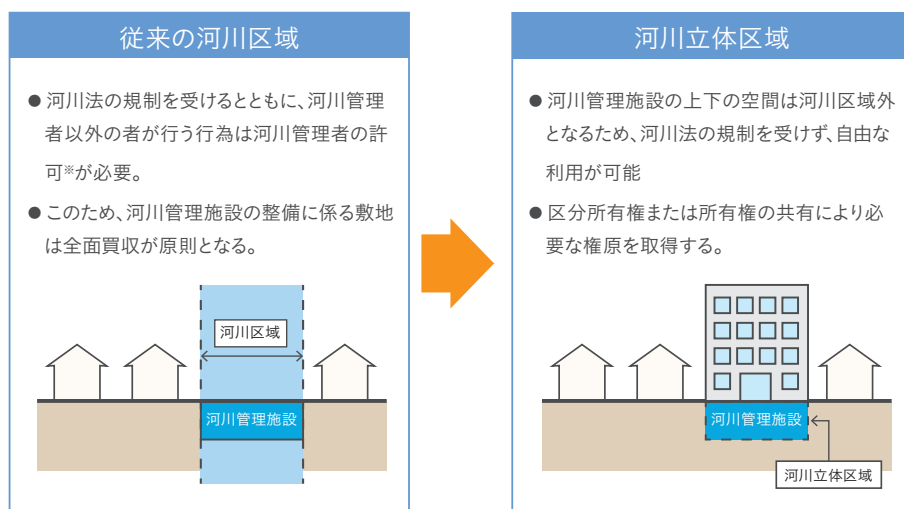
■ 施設利用料の用途限定

- 「包括占用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料についての用途に定めはありません。
- 「都市・地域再生等利用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料は、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとの定めがあります。（第25第2項）

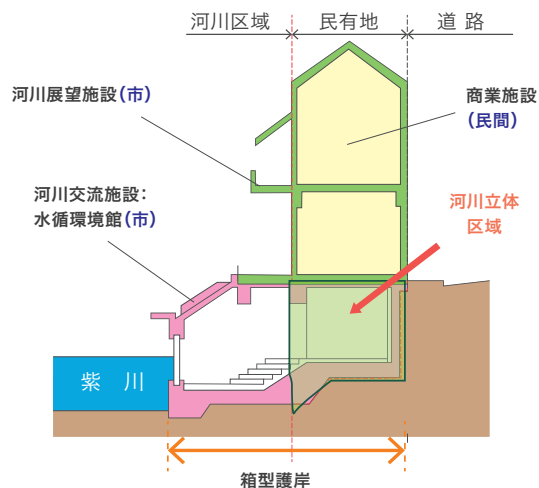
河川立体区域制度

地下に設置された河川管理施設等に係る河川区域を立体的に指定できる制度です。指定した場合、河川管理施設を整備する敷地であっても、河川立体区域外の

上下の空間には河川法の規制が及ばないため、他の施設や建物等の自由な利用が可能となります。



※私有地等河川管理者以外の者がその権原に基づき管理している土地については、河川法第24条の許可を要しない。



河川立体区域制度活用事例(紫川水系紫川:水環境館、福岡県北九州市)

河川で守るべきルール

河川は公共用物であり、利活用にあたっては、治水、利水及び環境にかかる本来の機能が総合的かつ十分に維持される必要があり、「河川敷地占用許可準則」では、工作物設置や占用にあたって、「治水又は利水

上の基準」「他の者の利用との調整等についての基準」「河川整備計画等との調整についての基準」「土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準」の4つの基準が定められています。

■ 治水又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の植栽、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、そのような支障を生じないことが占用許可の基準になっています。治水の支障に係る技術的判断基準は以下の5項目となっています。

- ①河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- ②水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- ③堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
- ④工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- ⑤工作物は、原則として河川の縦断方向に設けているものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

■ 他の者の利用との調整等についての基準

占用によって、他の一般の方たちの河川敷地の利用を著しく妨げないことが基準になっています。

■ 河川整備計画等との調整についての基準

河川法第16条の2第1項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用許可の基準としています。「その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画」の例としては、「河川環境管理基本計画」があります。河川環境管理計画は、全国の一級水系及び一部の二級水系で制定されています。例えば、河川環境管理計画で自然ゾーンとして設定されている区域で、保全の趣旨に反するような占用は許可してはいけないことになっています。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能です。

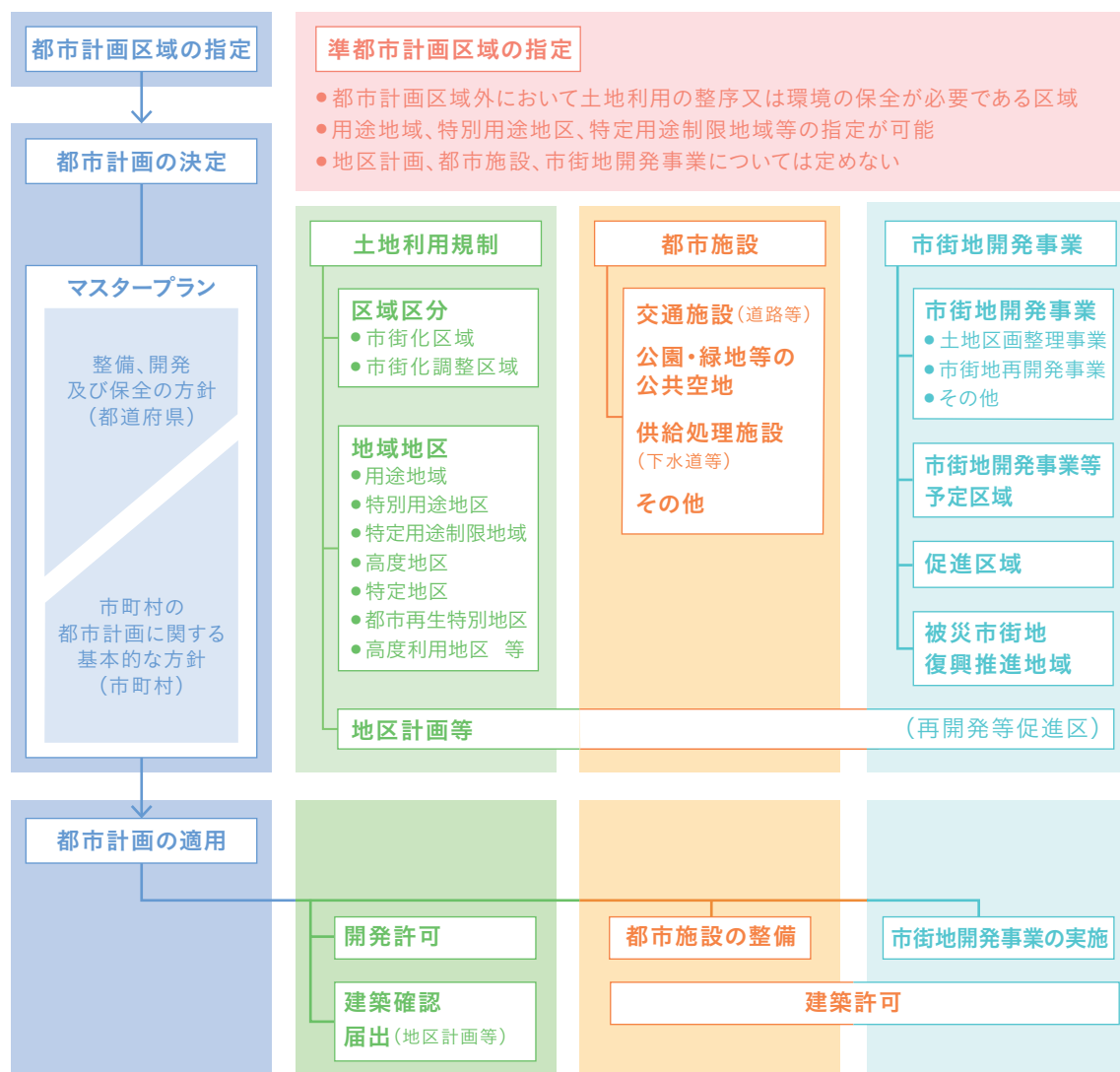
■ 土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準

河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、且つ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としています。

3-2 知っておきたい「まち側」の制度

都市計画の土地利用計画制度

都市計画には数多くのメニューが用意されており、それを地方公共団体が地域の実情によって指定していきます。土地利用に関しては、大枠を決める仕組みから、きめ細かなまちづくりをするための仕組みまで、数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより、地域のルールが作られています。

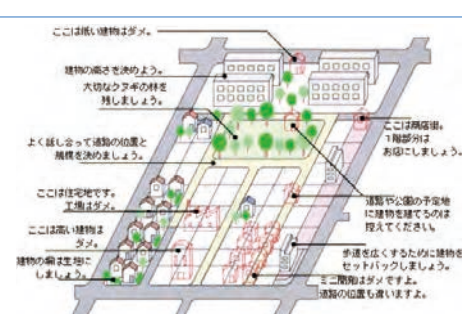


都市計画制度の構成

出典：都市計画の土地利用計画制度の仕組みパンフレット (http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/tochiriyou/pdf/reaaf_j.pdf)

規制・誘導策

(1) 地区計画制度

目的	「地区計画等」は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。		
決定主体	市町村	内容	構成は「地区計画の目標」「地区計画の方針」「地区整備計画」
特徴	地区計画で定められること 1.地区施設の配置及び規模 2.建築物等に関する事項 ア.建築物等の用途の制限 イ.建築物の容積率の最高限度又は最低限度 ウ.建築物の建ぺい率の最高限度 エ.建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 オ.壁面の位置の制限 3.土地の利用に関する事項 カ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 キ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ク. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ケ. 建築物の緑化率の最低限度 コ. 垣又はさくの構造の制限		
イメージ			
参考	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/chikukeikaku.html		

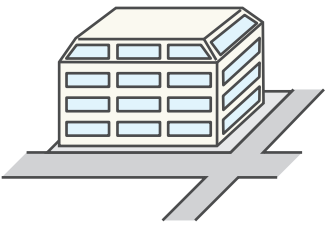
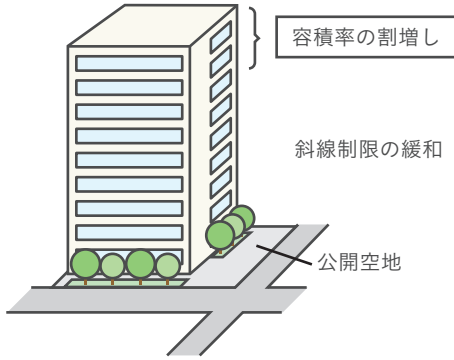
■ 地区計画を利用したかわまちづくり

福岡県北九州市では、「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」として都心機能の強化と既存商業地区の回遊性の強化を図ることにより都心部を活性化するかわまちづくりを進めています。対象範囲の船場町及び馬借一丁目地区は川に開かれた商業空間として位置づけられ、地区計画によって事業効果の維持及び向上を図り河川空間と一体感のある川沿いの景観を形成するために、建築物の用途や壁面位置、意匠などの規制及び誘導を行っています。



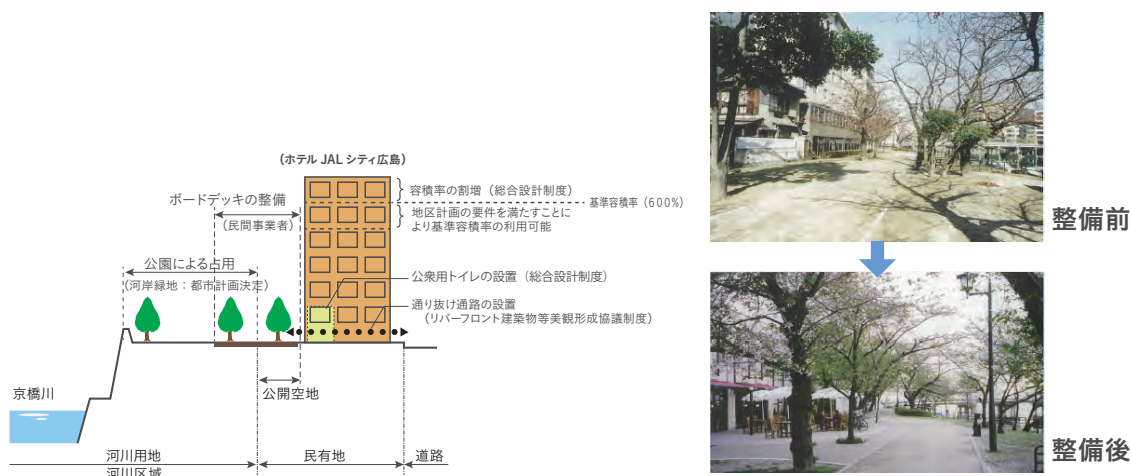
北九州市かわまちづくり(紫川水系紫川、福岡県北九州市)

(2) 総合設計制度

目的	1970年に、市街地では建築物が密集し、公共的な空間に乏しいことから、建築物の周囲に一定の公開空地（一般の通行者が自由に利用できる空間）を確保するという目的で創設された制度。建築基準法第59条の2に規定されている。
事業主体	建築主等
特徴	500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。
イメージ	(通常の建築計画)  → (総合設計制度で建築) 
参考	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/59-2sogo.html

■ 総合設計制度を利用したかわまちづくり

広島県広島市の京橋川では、「ホテルJALシティ広島（現在「ザ ロイヤルパークホテル 広島リバーサイド」として営業）」が、河岸緑地に面して公開空地を設置したこと、通り抜け通路に面して公衆トイレを設置したことなどにより、基準容積率に割増されました。河川空間と連続したオープンスペースが確保されています。



天満川・旧太田川（本川）・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり（太田川水系元安川ほか、広島県広島市）

市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

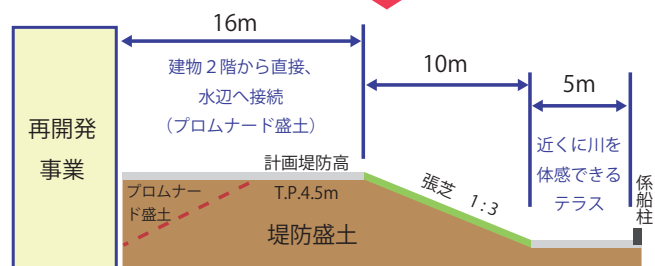
目的	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行ない、公共施設の新設・変更を行うことによって、宅地の利用の増進と公共施設の整備を図ることを目的とする。
事業主体	個人、土地区画整理組合、都道府県又は市町村（地方公共団体）、国土交通大臣、都道府県知事・市町村長、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社
特徴	● 土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 ● 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。 ● 事業資金は、保留地処分金の他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費（用地費分を含む）に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。 ● 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られる。
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm

■ 土地区画整理事業と連携したかわまちづくり

宮城県石巻市では、震災からの復旧・復興の堤防整備や土地区画整理事業により、災害に強く地域住民が安全に生活できる居住環境を確保した上で、市民や観光客が賑わい集い交流できる水辺空間の創出および地域の活性化の推進に取り組んでいます。



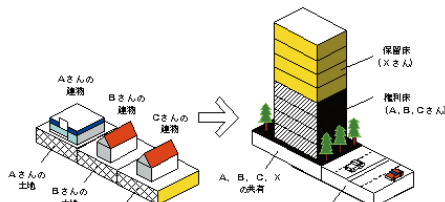
断面図



石巻地区かわまちづくり(北上川水系旧北上川、宮城県石巻市)

出典：「第7回旧北上川河口かわまちづくり検討会」資料 (https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/04_kawamachi/kentakai/07_document02_1.pdf)
東日本大震災から8年間の取組 (https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/05_311shinsai/restoration/8th/00_311shinsai8th.pdf)

(2) 市街地再開発事業

目的	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。
事業主体	個人(第一種のみ施行)、組合(第一種のみ施行)、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等
特徴	事業のしくみ: ●敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す ●従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる(権利床) ●高度利用で新たに生み出された床(保留床)を処分し事業費に充てる 事業の種類: ●第一種市街地再開発事業(権利変換方式) 権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。 ●第二種市街地再開発事業(管理処分方式(用地買収方式)) 公共性、緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/saikaihatsu/saikaihatsu.htm

■ 市街地再開発事業と連携したかわまちづくり

沖縄県那覇市の久茂地川では、モノレール旭橋周辺地区第一種市街地再開発事業と連携し、散策路や親水テラスを整備することにより、那覇市の玄関口としての「顔」となる快適で魅力ある都市空間を創出しています。



旭橋地区かわまちづくり(安里川水系久茂地川、沖縄県那覇市)

(4) まちなかウォーカブル推進事業

目的	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的としている。
事業主体	市町村、市町村都市再生協議会 都道府県、民間事業者等
特徴	市町村が作成する都市再生整備計画に対するパッケージ支援。 市町村がまちづくりの目標や指標、滞在の快適性の向上を図る区域、目標達成のために必要な都市基盤の整備・都市施設の整備関連するソフト事業等を「都市再生整備計画」というまちづくりの計画に位置づけることで、計画に基づく事業を行う市町村等が国費による支援を受けることができる。
イメージ	【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等 ※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する1重点的に取り組むテーマ1及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能 【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
参考	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html

■ ウォーカブル推進都市でのかわまちづくり

千葉県松戸市では、「ウォーカブル推進都市」に賛同し、旧松戸宿の歴史や坂川の水辺空間を生かしたかわまちづくりを進めています。



松戸市地区かわまちづくり(利根川水系坂川、千葉県松戸市)

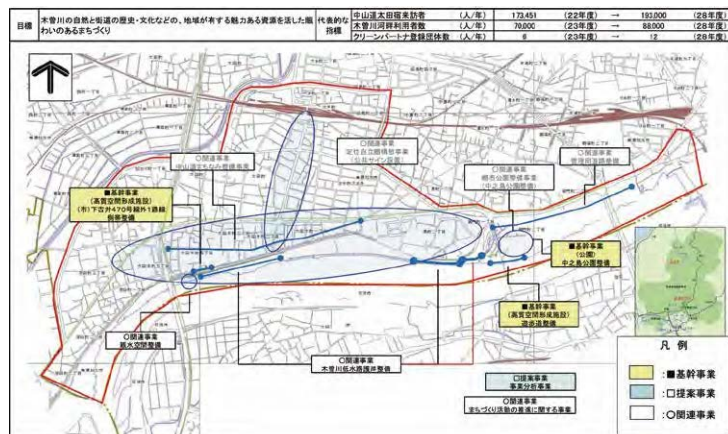
まちづくりに活用できる国の交付金、補助制度

社会資本整備総合交付金

目的	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。
事業主体	地方公共団体(市町村、都道府県)
特徴	● 計画全体をパッケージで採択 ● 基幹のハード事業と一体的に行う多種の事業を自由に選択可 ● メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可 ● 計画内の他事業に国費の流用可 ● (予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可→返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能 ● 地方自らが目標を設定し、事後評価・公表 ● 計画全体としてのアウトカムに着目
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

■ かわまちづくりと社会資本整備総合交付金

かわまちづくりでは、前述の都市再生整備計画事業をもって社会資本整備総合交付金の交付申請をする例が多くあります。岐阜県美濃加茂市では、「美濃加茂市かわまちづくり整備計画」として社会資本総合整備計画を作成し、交付を受けました。



美濃加茂地区かわまちづくり(木曽川水系木曽川、岐阜県美濃加茂市)

出典: 美濃加茂市かわまちづくり整備計画 (<http://www.city.minokamo.gifu.jp/temp2/hp/104/20150217170941/kawamachi%20no.421.pdf>)

都市施設

(1) 公園：公募設置管理制度 (Park-PFI)

目的	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定 公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。									
活用主体	公園管理者、民間事業者（公募）									
特徴	公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づく特定公園施設の整備を求めるとともに、事業者へのインセンティブとして、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくする緩和措置が適用されることを特徴としている。 ● 設置管理許可期間の特例 ● 建蔽率の特例 ● 占用物件の特例									
イメージ	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備 <table><thead><tr><th></th><th>カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</th><th>広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</th></tr></thead><tbody><tr><td>従前</td><td>民間資金</td><td>公的資金</td></tr><tr><td>新制度</td><td>民間資金</td><td>収益を充て 公的資金</td></tr></tbody></table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充て 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充て 公的資金								
参考	http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html									

■ Park-PFIを利用したかわまちづくり

岩手県盛岡市では、河川に隣接する木伏緑地でPark-PFIを活用して収益施設を設置する民間事業者を公募し、賑わい空間の創出を図り、令和元年10月のオープン以降、利用者の好評を博しています。



盛岡地区かわまちづくり(北上川水系北上川、岩手県盛岡市)

出典：盛岡市HP (<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/midori/koen/1024219/1028480.html>)

(2) 道路：道の駅

目的	道路管理者の行う自動車駐車場(簡易パーキングエリア)の整備(直轄事業・補助事業)で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設の部分を対象としている。
設置者	市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※ ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人または市町村が推薦する公益法人
登録要件	● 休憩機能 ● 情報発信機能 ● 地域連携機能 道路及び地域に関する情報を提供 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設
イメージ	 駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設 ※道路管理者又は市町村等で整備 地域振興施設 (文化教養施設、観光レクリエーション施設など) ※市町村等が整備
参考	https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html

■ 道の駅と一体となったかわまちづくり

近年、道の駅と一体となったかわまちづくり計画が多くあります。北海道弟子屈町では、釧路川に隣接する「道の駅 摩周温泉」がカヌーの発着場となり、水辺空間利用との連携が進んでいます。



弟子屈地区かわまちづくり(釧路川水系釧路川、北海道弟子屈町)

(3) 道路：歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）

目的	賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度。
指定者	道路管理者（国・都道府県・市町村）
指定要件	1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html

■ ほこみちと連携するかわまちづくり

大垣市では、令和2年度（2020年度）からほこみち制度に基づき駅通り（県道）や周辺市道の歩道にて飲食店などのテラス営業を支援・推進する「まちなかテラス」をスタートさせ、かわまちづくりと併せて中心市街地活性化に取り組んでいます。



大垣市かわまちづくり（木曽川水系水門川、岐阜県大垣市）

